

## 平成29年度第2回米原市介護保険運営協議会 議事録

日時：平成29年8月24日（木）  
午後7時00分～午後9時5分

場所：米原市役所 山東庁舎別館2階  
会議室2AB

### 1. あいさつ

会長：皆さん、こんばんは。本日介護保険運営協議会の第2回目ということで、皆さんに御検討いただきたいと思います。介護保険のことにつきましては、私の母も介護保険や地域の総合事業を利用させていただいて、介護保険のありがたみがよくわかります。それぞれの地域に合わせ、地域のニーズを受け止めながら、計画を考えていかなければならないと常々感じています。皆様と一緒に良い介護保険計画を作っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

健康福祉部長：こんばんは。公私ともに御多用の中御参集いただきありがとうございます。さて、本協議会にお願いする案件は、第1回に頂きました皆さんからの御意見等を踏まえ介護保険・高齢者サービスの現状の報告、および地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律についての説明、また、施設整備等の方向性について御協議いただきます。委員の皆様には計画の進捗状況や課題、国の方向性を見据えての米原市らしい取り組みの推進、医療・介護の連携等、また、介護保険と障がい福祉制度の共生型サービスの位置づけなど、それぞれのお立場でのお考えを大いに議論を交わしていただきたいと考えています。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

### 2. 協議・報告事項

#### (1) 介護保険・高齢者福祉サービスの現状

会長：事務局の方から説明をお願いします。

事務所より資料説明。

- ・資料1 介護保険・高齢者福祉サービスの現状
- ・資料2 介護保険・高齢者福祉サービスの現状
- ・資料3 介護予防・日常生活支援総合事業

会 長： 資料1～3まで説明していただきました。説明の内容について、わからない点や御意見などお願いします。

委 員： 新しい総合事業で、各地域のお茶の間創造事業から発展してきて、介護予防事業をやっていますが、サロンで何か開催している方、総合事業でやっている方、これは資格を持った人がいなければならないのか、持っている方が開催しているのか、そのような決まりごとはありますか。

事務局： 今の質問につきましては、お茶の間団体のような団体自体に、そのような専門職的なものを配置しないと活動できないのかという質問ですね。地域お茶の間創造事業でやっている団体等につきましては、専門職を配置が必須という決まりごとはありません。ただ、予防活動をしようと思うと、スタッフの方でだれか市が主催する養成講座を受けていただくことが条件などになっており、市がやっているお茶の間創造事業では、必ずしも専門職を置いていないとだめですという決まりはありません。

委 員： 新しい総合事業となっているけれども、介護という言葉に、何か資格が必要なんじゃないのか、ととらわれなくてもいいのですね。地域お茶の間創造事業の発展形と考えるとすればいいのですね。

事務局： 要支援と事業対象者の方など軽度の方ですので、住民主体のサービス、必ずしも専門性がなくても、通いの場に通うことで介護予防につながるということになっているため、そのような形で運営しています。要支援1、2の方が総合事業とありましたが、通所介護と訪問介護が総合事業に移ったという御理解をいただきたいと思います。例えば、通所リハビリテーションであれば、要支援1、2の方でも介護予防給付の中で使えるということです。

委 員： 短期入所療養介護の利用状況について、受給率が全国、滋賀県に比べ、米原市がとびぬけている状況で、一人当たりの金額も多くなっていますが、これはどういう原因、実情とみなすべきでしょうか。

事務局： 事業所別利用状況を見ていただきますと、ケアセンターいぶきの介護老人保健施設では、30人の定員数に対して121人が月に利用されているということで、この部分が多く利用されているため受給率等が高くなっているということです。

委 員： いぶきでの利用者が特別多くなっているということですね。ということは、伊吹地域の方がたくさん利用されているという実情とみなすべきですか。

事務局： その点につきましては、伊吹地域というよりも米原市の方を受け入れているという

ことで、特に重度や医療依存度の高い方の受け入れを随時していただいていると理解しています。

委員：数字の高い低いや全国との比較を、米原市としては総合的にどう評価しますか。

委員：それは難しく、医療保険と介護保険の両方持ってこないで、評価にはならないと思います。都会で病院が多いところであればどうしても入院等で賄ってしまうと医療保険に重きが置かれていく形になりやすく、それを在宅の方だと介護保険を使うという形になります。一つの参考として、全国や県などと比較できない項目もありますし、比較が成り立つ項目とに分かれると思います。

事務局：一つ評価する点としましては、在宅サービスとしての比率と施設サービスの比率が指標になると思います。滋賀県自体が特別養護老人ホーム等施設サービスの数が少ないということもありますが、米原市には、デイサービス等の通所サービスは非常にたくさんの事業所があります。在宅を支える基盤はできているため、施設サービスに移られない方や重度になっても在宅で過ごしている方が比率としては高くなっているのではないかと、という評価をしています。

委員：地域で見守っていきこうという雰囲気は全国や都会に比べれば、まだまだこの地域にはあり、一生懸命やっているという評価を持っています。

委員：介護予防・日常生活支援総合事業について、実績としてどのような事業をしているかは分かったのですが、それによる成果や評価はどのようにしているのか、教えていただけたらと思います。

事務局：全国的に始まったのは平成27年4月から、米原市では平成28年4月から随時始めている状況です。国においても、基本的には現行相当サービスを利用されている方が8、9割ということで、今まで利用されていた方については、現行相当サービスの利用がほとんどです。総合事業を始めている自治体につきましては、ほぼ現行相当サービスから始めており、米原市については、人数は少ないですが、住民主体のサービスも先行して取り組んでおり、全国各地から視察等が多くなっています。

委員：てんてこ舞いになっているのが事実ですけど、視察される側からするとまだまだできていない状態で政府から視察に来られる状態です。

委員：そういう比較をしてもらうと、米原のやっていることが、全国的にどう評価されているかなど理解がしやすいと思います。

委員：地域お茶の間事業も米原市は進んでいると思います。私も週1回でお茶の間支援を

立ち上げ、高齢者に喜んでもらっています。常々思いますが、本当に突出している地域とまだ月1回のサロンで十分と言っている地域があり、あまりにも地域間格差がありすぎると感じています。すそ野が広がっていないと思います。その地域を広げていく取り組みが必要であって、突出しているところのように毎日や週3回ではなく週1回でも十分だと思うので、もっともっと地域を広げていく活動が必要だと思います。私の地域での活動で、お誘いしても要支援だからいらぬなど、背を向けられることがあります。ところが要介護認定を受けると、すぐ行けてしまうことに不公平感があります。支援の段階からお茶の間に来ていれば要介護認定が2、3年遅らせられるかもしれないのと感じます。通っている人との認識がばらばらで、なかなか総合事業に移ったということが一部以外の地域住民に届いていないと思います。また、都心の待機児童対応とは異なり、介護は地域でやっているお茶の間に全く来ない人でも、要介護認定を受けたら即介護サービスを受けられるというのは違うのではと思っています。

会 長： 新しい総合事業について、地域通所型サービスは4つの団体が上がっていますが、21の団体が参加しているのにも関わらず、なぜもっと多く上がってこないのか、また、お茶の間はどれだけ地域の中で安定的にやれていたとしても要介護は評価になっていかないということについて課題があると思います。

委 員： 地域密着型サービスの特徴は、地域密着ではない場合とどのように変化があるのか、地域密着の実態が分かりにくいのではないかと思います。どのように説明したらよいと思いますか。

事務局： 地域密着型の場合は、米原市では米原市の方が優先的に利用できるということになっています。地域密着型サービスですと地域との連携もありますし、顔の見える関係も作れ、それらの利点があると思います。

委 員： 認知症予防プログラムについて、認知症の方が増えてきているので、非常に重要なことだと思います。単発的に行われているような感じがしますが、継続性はありますか。もっと拡大していく意思はありますか。また、米原公民館に委託して、予防講座を行っていますが、この総括や評価はしていますか。

事務局： 出前講座『やってみよう！認知症予防プログラム』は、出前講座ということで、単発的な特徴をもった講座です。認知機能の状況がわかるファイブ・コグ検査というものを受けていただいて、自分の認知機能の状況を知っていただき、元気な時から

自主グループで継続活動していただきたいと考えておりますので、この講座は単発という特徴がある講座です。米原公民館委託の事業ですが、今日の段階では総括と  
いった話ができないので、次回にはそのあたりもお返事できるようにしたいと思います。

委員： 委託された講座は今後も継続するのですか。

事務局： 今年度は継続しております。来年度につきましては、これからの検討をしたいと思  
っていますので、皆様の御意見をお聞きしながら考えていきたいと思っております。

委員： 認知症は、本人の意思で検査するというのはなかなか難しいと思います。これは行  
政が積極的にやるべき項目だと思います。認知症だと診断されても認知症じゃない  
と固執する方もおられる中で、やり方を工夫する必要があると思います。よろしく  
お願いします。

会長： では、次に移ります。

## (2) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律について

会長： 資料4についてお願いします。

事務局より説明

・資料4 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律につ  
いて

会長： わからない点、御意見等ありましたらどうぞ。

委員： 総合事業について、市として情報伝達やPR等していますか。推進組織はどうなっ  
ているのでしょうか。自治会の役員等への伝達がされているのですか。

事務局： 地域での課題等については、さまざまな計画の中で方針を下ろしながら、自治会や  
事業者に進捗していると思います。情報伝達として、広報紙や伊吹山テレビ、ホー  
ムページなど推進なり啓発はしております。自治会長や福祉委員、民生委員に対し  
ましては年度初めに説明をしています。全部の自治会にできると一番良いのですが、  
なかなか難しいことがあります。そのため、先進的取り組みの情報交換会や座談会  
という形のを、社協と協力しながら行っています。市と社協と地域住民が一体  
的に取り組みを進めていかなければならないと思っています。また、毎年社会福祉  
大会というものを開催させていただいており、地域での支えあいというのをしっか  
りと住民に理解していただくような啓発が今後も必要になってくると思っていま

す。

委員：自治会の誰かに連絡し、周りの人はその人に聞けばわかるという推進が必要じゃないかと思います。検討していただければと思います。

事務局：自治会にお願いするとなると、自治会長が毎年変わるので、基本的にやっていただく団体については、継続的にやっていただけるような任意団体を組織していただくように、お茶の間の組織としてやっていただいているところです。

会長：市と各種団体との連携をどう作り上げていくかが大きいと私は考えています。次に移りますが、御意見等があれば、またお伺いします。

### (3) 施設整備等の方向性

事務局より説明

#### ・資料5 施設整備等の方向性

会長：市としての第7期に向けた施設整備の方向性を説明していただきましたが、本会議の初めからここまでを含めながら、いろいろな御意見があると思います。よろしくをお願いします。

委員：介護保険料について、第7期計画では介護保険料の見直しがあるのだと思います。小規模多機能あるいは看護の小規模多機能が増えることでの影響が1つ、また、現在デイサービスのようにサービスが充足していますと、住民にとってはありがたいが使いすぎることもある、利用しない方を含めての7期の保険料の上乗せにつながっていくと思います。その分、医療費が少なくなっているのなら理解できますが。それらを見て、7期の保険料はどうなりそうですか。施設整備と利用が増える半面、介護保険料の引き下げにつながる改正も行われると、ケアする人をどう確保するのかというのは大変大きな課題です。看護師さん、介護士さんをどう集めるのか、レベルアップはどうするのか、地域の住民さんに入っていただくためにどんなサービスを付けるのかなど、どのような人材確保をしていくのか考えを聞きたいです。

事務局：施設整備等サービスを充実させていくこと、また、サービスの利用が進めば進むほど、保険料に跳ね返ってくる、状況があります。ただ、必要な方に、必要なサービスを利用いただけるようにしていくのが一番いいことだと思います。確かに必要以上にサービスを提供するというのは別問題として、介護保険の適正化という部分で

我々も目を光らせていく必要があります。今回小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護という施設整備について、利用者にとって今後使い勝手がいいサービスになるだろうということに加え、医療というものを併合したような介護サービスが今後在宅の介護をやっていくうえで大変重要になるのではないかと考えています。ケアする人材の確保という点においても、なかなか募集をしても応募がないという現状としてあります。事業所の環境や、賃金の問題など、いろいろな問題があるかとは思いますが。市として、また保険者としても利用者に質の高いサービスを提供するためには、事業所に対する支援というものも考えていく必要があると思います。

委員： 第7期で整備されるこの施設は、今後在宅看取りをする上で大変大事な施設だと認識していきまして、ぜひこういうことは進めていくべきだろうと思っています。ただ、小規模多機能は使い勝手がいい分、どれだけでもサービスを使われることに対して、職員は提供していかなければならない状況になりかねないので、まさに人材の確保が必要だと思っています。介護の状態にいかないための取り組みと合わせてやっていくことで、いつまでも健康でいられ、医療費や介護保険料を高くしないことにつながると思います。

事務局： 高齢者については、米原市はかなり高齢化率が進んでいて後期高齢化率も高いというところで、介護保険自体もたくさん利用されている状況があります。地域密着型のサービスを充実させることによって、そちらに移行すればどこか減るサービスがあるということがありますので、必ずしも保険料が上がるというわけではないと考えます。施設サービスも広域型ができ、地域密着型の施設サービスを整備するということで、在宅のデイサービスなんかはガクンと利用が減ってくると思います。介護保険が始まって民間によるサービス提供ができるようになりましたので、なかなかデイサービスがつぶれるということはないですが、つぶれる事業者も出てくるかもしれないと予想しています。人材不足では、地域でお茶の間創造事業を通じ、いかに予防するかが重要だと考えています。お茶の間創造事業は住民主体のサービスで必ずしも専門性が必要ではありません。サービスを充実させて行くことによって、今ある専門性を持った方に重度の方を支援していただくような体制をとっていく必要があると感じています。今は軽度の方もプロのヘルパーさんが対応してという状況がありますが、米原市では住民主体でサービスが提供できる体制が基盤として

あり、これを全面的に広めていけたらと考えています。それがひいては保険料の抑制につながっていくかなと思っています。

委員：在宅で入院した場合は在宅に返す、施設から入院した場合は施設へ、ということがあるのですか。在宅で入院した場合に、それ以上治療が進まない場合は在宅でお願いしますと言われて帰ってきたことがあります。施設を探すということは全然考えられませんでした。資料5にあるように、課題も現状もそうですけれども、何をやるかが一番大事です。長期的に病状が進行していくことがわかりながら、介護をしている家族にとっては非常に負担が大きいことであるということを感じます。また、訪問看護の24時間体制ということが出てきましたが、それもまだ定着しているものではないように感じます。ここに掲げられている現状、課題、方向性は非常に大きい問題を含んでいるなど切実に感じるところであります。

委員：家から入院し施設に入れたいという、方向性が決まっていることは一切ありません。病院から施設を探して入るということは出来ますが、現状として施設がいっぱいということがあります。在宅から入院して施設がいっぱいで移れず家に帰るということはありますが、在宅から入院したため在宅に戻らなければならないということは一切ありません。例えば、在宅から入院し、高度医療や看取りまですべて行うサービス付き高齢者住宅に移るという方もある、という状況です。施設から入院し在宅で看取る、施設から在宅に移って最期を迎える、などバリエーションはありますが、それを受け入れる数がそろわないため選択肢が狭まっているのが現状としてあります。ただ、選択肢をできるだけ広げようという考えで取り組んでいます。また、医師の認識が薄い状態があり、例えば、病院の医師に在宅でどうしているかの伝わっておらず、専門医に在宅に触れるという感覚がないことに対し、講義等を進めています。

訪問看護では、24時間するというのは非常に難しい話だと思いますが、現状として24時間動いている訪問看護ステーションは現在あります。私自身は一人で在宅患者数を相当抱え、看取りも次々ある状態ですが、24時間動いている訪問看護のおかげで、私へのコールが激減し、在宅看取りができています。

委員：施設整備等の公募について、オープンに競争を促すことが質の高いケアにつながると思います。できるだけ広く公募するなど、御一考ください。

事務局：地域密着型サービスについては、当然ながら整備にあたっての公募をさせていた



だき、広く皆さんから参画いただけるようにしていくことになります。今日は計画の中で方向性について皆さんの御意見をいただきますが、次回会議でも方向性についての議論があってもよいと思います。

会 長： 介護保険制度、地域の総合事業、地域の住民によるサービス、これらを聴いてきた中で、改めて課題がとても大きいと感じ、簡単に決めていけないものではないと思いました。もう少し議論をしていきながら、考えなければと思います。次回にも意見や提案などいただき、進めていきたいと思います。

事務局： 地域の中での居場所、集まり場、お茶の間の事業につきましては、広報紙の特集ページを組んでいます。今年新しく取り組む団体、地域の中で元気に支える方々の様子、利用者の方々の声を織り交ぜた特集です。地域でのすそ野を広げ広き市民に情報を届けるためにも、地域の中で話題にしていただけたらと思います。

#### (4) その他

事務局から案内

- ・ 次回予定 第3回 米原市介護保険運営協議会 10月19日（木） 午後7：00～  
計画の素案を報告予定

以 上